

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

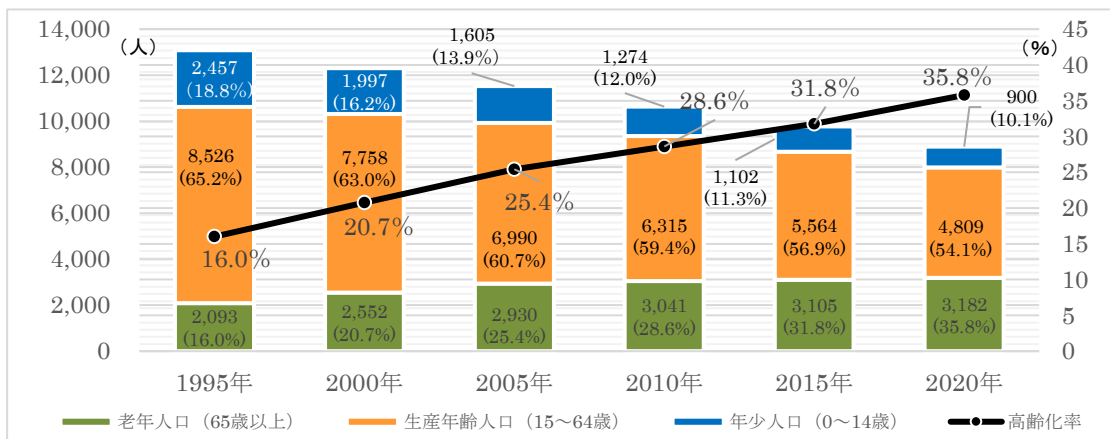
① 厚岸町の人口構造及び産業構造

国勢調査による厚岸町の人口は、1960年（昭和35年）の20,185人をピークに減少へ転じ、2020年（令和2年）には8,892人となっている。

年齢階層別にみると、65歳以上の老年人口が増加し続け、2020年（令和2年）には総人口の35.8%を占めるまでになり、超高齢社会に突入した以降も高齢化率の上昇が続いている。一方、15歳未満の年少人口は減少し続けており、少子高齢化が一層進行している。15歳から64歳までの生産年齢人口も減少し続け、2020年（令和2年）には4,809人、54.1%となっており（図1）、厚岸町人口ビジョンにおいては、今後の出生率や社会増減が改善したとしても総人口とともに生産年齢人口の減少は続くと推計されている。

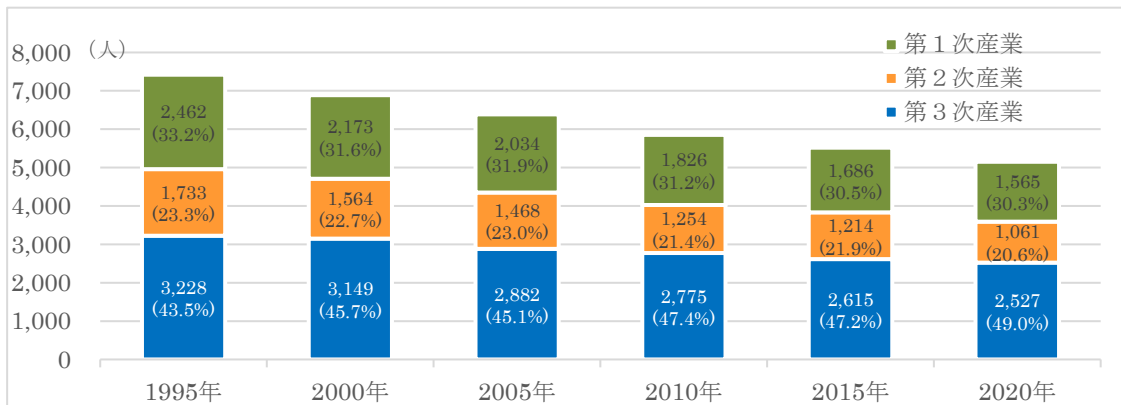
産業別就業者数では、第3次産業が49.0%で最も多く、次いで第1次産業の30.3%、第2次産業の20.6%となっている。（図2）

【図1】年齢階層別人口



出典: 国勢調査

【図2】産業別就業者数

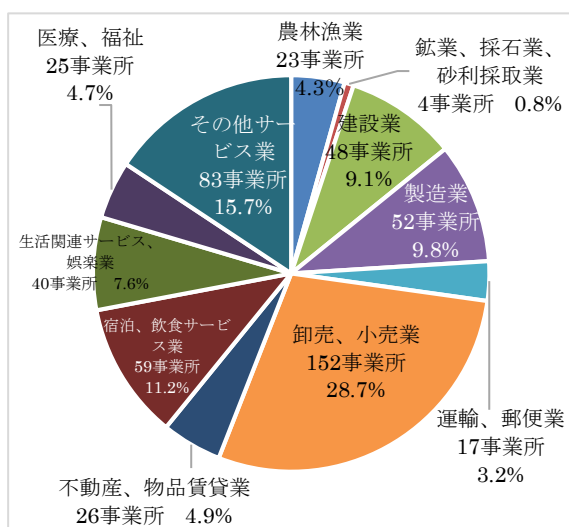


出典: 国勢調査

民営の事業所数については、2016 年（平成 28 年）の経済センサス活動調査によると、全産業 529 事業所のうち、卸売・小売業が最も多く 152 事業所・28.7%、次いで宿泊・飲食サービス業が 59 事業所・11.2%、製造業が 52 事業所・9.8%、建設業が 48 事業所・9.1%となっている。従業者数についても同じ 4 業種が上位を占めているが、最も多い卸売・小売業の 800 人・23.8%に次いで、製造業が 729 人・21.7%となっており、この 2 業種で全体の半数近くを占めている。（図 3・図 4）

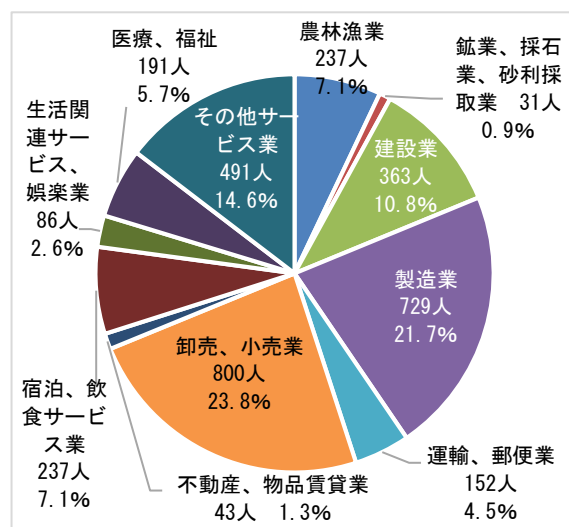
また、従業者規模別では、従業員 1 人から 4 人の事業所が 62.7%と最も多く、従業者 50 人未満の事業所が 97%を占めており、厚岸町の経済を支える事業所のほとんどが中小企業である。

【図3】事業所数(民営)



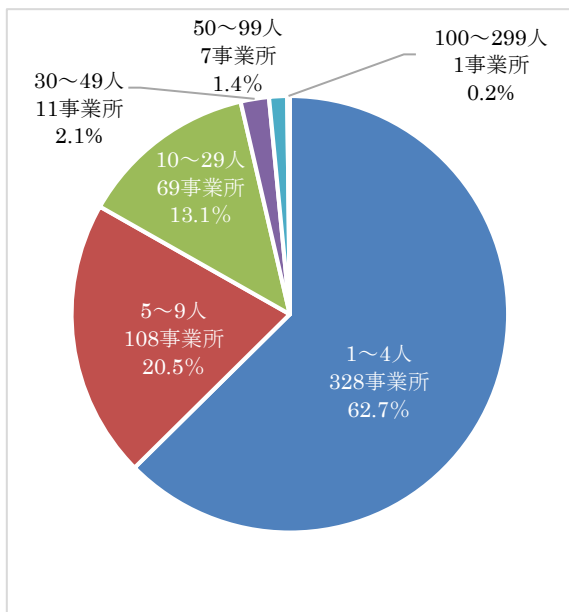
出典：経済センサス 2016 活動調査

【図4】事業所の従業者数(民営)



出典：経済センサス 2016 活動調査

【図5】従業者規模別の事業所数(民営)



出典：経済センサス 2016 活動調査

(2) 目標

町内中小企業の生産性の向上や人員不足の解消等に資する先端設備等の導入が必要となることから、設備投資資金の融資に対する利子補給・保証料補助制度の利用促進や税制優遇措置の活用を行うため、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 4 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする先端設備等の種類については、町内中小企業の労働生産性向上を幅広く促進するため、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画は雇用の安定や地域経済の発展を図る目的であることから、太陽光発電設備に関しては、町内に労働者が常駐する事業所又は工場を有し、自らが電力を消費するもののみを対象とし、売電するための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

町内中小企業の労働生産性向上を幅広く促進するため、本計画の対象地域は厚岸町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

町内中小企業の労働生産性向上を幅広く促進するため、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、I T 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率 3 %以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和 5 年 7 月 17 日～令和 7 年 7 月 16 日までの 2 年間とする。

- (2) 先端設備等導入計画の計画期間
3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としないほか、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 地域経済の発展への配慮

先端設備導入計画の認定事業者は、厚岸町中小企業振興基本条例に規定する中小企業者等の役割を尊重し、地域経済の好循環を促進するため、可能な限り町内事業者から先端設備等を導入するよう配慮すること。

また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 町外中小企業者の認定

町外の中小企業者が町内で新規に事業を行うために先端設備等を導入する場合は、町の経済、雇用を支えるもののみ認定の対象とする。